

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月19日

【会社名】 新華ホールディングス・リミテッド
(新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス
ドライブ、クリケットスクウェア
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman,
KY1-1111, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神谷 光弘

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 熊木 明、西 理広

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本報告書は、2013年12月19日(香港現地時間)に、当社が、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

750,000個

(ロ) 発行価格

9円(本新株予約権1個当たり)

(ハ) 発行価額の総額

6,750,000円

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社普通株式(額面20香港ドル)

(注) 別段の記載がある場合を除き、本報告書中の「香港ドル」は中華人民共和国香港特別行政区(本報告書においては単に「香港」という。)の法定通貨を表している。本報告書においては、1香港ドル=13.30円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2013年12月17日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されている。1香港ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

2. 株式の内容

当社の定款には、当社が当社普通株式の他に225,000株の優先株式を発行できることが規定されているが、その内容は現時点では定められていない。

3. 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数:750,000株

(注) 株価の変動により行使価額が修正された場合でも、全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数は750,000株で一定だが、当社が時価以下で株式を発行することにより行使価額が調整される場合や株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合には潜在株式数が調整される場合がある。具体的には、行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、調整前行使価額及び調整後行使価額とする。調整後割当株式数の適用開始日は、調整後行使価額を適用する日と同日とする。また、割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 本新株予約権の行使時の払込金額

516,750,000円

(注) 本新株予約権が当初本新株予約権行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値)684円にて全て行使された場合の見込額である。

2. 行使価額

本新株予約権1個当たりの当初本新株予約権行使価額(決議日の直前取引日の株価の終値)684円

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正される。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合がある。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の株価の終値の50%(342円)以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である20香港ドル(又はこれに相当する日本円の金額)以上でなければならない。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2013年12月20日から2015年12月18日まで

(ト) 新株予約権の行使の条件

1. 制限超過行使の禁止

当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」という。)を制限するよう措置を講じる。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、割当予定先との間で締結するコミットメント条項付買取契約で合意する。

2. 行使指示条項

割当予定先に割り当てた本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間(2013年12月20日から2015年12月18日までの期間)の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、一定の制限の範囲内で当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指図を行うことができる。割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を当該指図が効力を生じた日から10取引日以内の期間(以下「行使義務期間」という。)中に行使する義務を負う。但し、割当予定先が、以下のいずれの事由が存在すると合理的に判断し、その旨を当社に通知した場合には、当該事由が解消してから3取引日を経過するまでは割当予定先は本新株予約権の行使義務を負わず、また当該事由が存在している期間は、行使義務期間の計算から除外される。

- () 政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合
- () 割当予定先又はその日本における関連会社が関係法令及びそれらを遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合
- () 行使義務期間中のいずれかの時間において、当社発行会社の普通株式について、取引所において取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限、ストップ安又はストップ高の措置を含む。)がなされている場合。

当社が一度に本新株予約権の行使を指図できる数は以下の()から()のうち、いずれか少ない数を上限とする。当社の割当予定先に対する本新株予約権の行使の指図が、当該数を超えるものである場合、当該超過の限度で当社による行使指図は無効となり、当該超過が起こらない最大の数についての行使指図であったものとみなす。

- () 制限超過行使とならない最大の数

- () 当該指図に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が1千万円を超えないような最大の数
- () 当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の直前の取引日を最終日とする5取引日又は20取引日の間の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「取引所」という。)における当社普通株式の1日当たり平均売買代金額を行使請求の効力が生じた取引日における本新株予約権の行使価額で除した数のいずれか少ない方の30%相当となる数を超えない範囲の最大の数
- () 本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えない範囲の最大の数
- () 本新株予約権が行使される結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えない範囲の最大の数

また、以下に該当する場合、当社はかかる指図を行うことはできない。

- () 直近の本新株予約権が行使された日(又は当社が行使指図をした日)から3営業日目が到来していない場合
- () 当社に未公表の重要事実等がある場合
- () 当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合
- () 当社が割当予定先に表明及び保証した事項が指図の直前時点において重要な点において真実でなく又は正確でない場合
- () 当社が本新株予約権を取得する旨の通知を発しているか、当社に合併、上場廃止等の事由が発生している場合
- () 割当予定先から、発行要項に従って本新株予約権を取得するよう請求する旨の通知を受領している場合
- () 行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値のいずれかが下限行使価額の110%を超えていない場合
- () 行使指示の時点における取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が直前取引日の当社の普通株式の普通取引の終値よりも10%以上減少している場合

なお、当社は割当予定先に対して本新株予約権の行使を指図した場合は、その都度公表する。

3. 先買権に関する条項

当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付買取契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及びコミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月が経過する日までの間に、次の()乃至()のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」という。)を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定である。

- () 当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)
- () 当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)
- () 当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権
割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行する。但し、当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)には、当社は、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する必要はなく、割当予定先に上記のような先買権は存在しない。

4. エクイティ性証券の発行に関する条項

当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の

事業会社に対して発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除き、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行することができない旨についても合意する。なお、当社は、コール・オプションを有しているため、例えば、割当予定先から本新株予約権を買い戻すことにより、株式等の証券を第三者に割り当てることは可能である。

5. 解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約上は、不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当社が表明保証した事実に誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約が可能となる。また、割当予定先は、本新株予約権の行使期間の満了日まで一か月となった時以降、その裁量に基づき当社に通知することにより、本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができる。かかる請求を受けた場合、当社は、5取引日以内に当社が本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとする。また、割当予定先は、当社普通株式に関する発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、未行使の本新株予約権の対象となる当社普通株式の数に満たなくなった場合、当該満たなくなった数に相当する未行使の本新株予約権について、その裁量に基づき当社に通知することにより、当該本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができる。かかる請求を受けた場合、当社は、5取引日以内に当社が本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとする。なお、前記のとおり、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から6ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株及び新株予約権等を発行しようとする場合は、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務を負う。

また、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社は本新株予約権の発行価額と同額にて、いつでも本新株予約権を買い戻すことができる。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができる。

一方、本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して当初権利行使価額の30%に相当する額である205円を下回った場合、10取引日連続して当社普通株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高が、コミットメント条項付買取契約の締結日である平成25年12月19日に先立つ10連続取引日間(平成25年12月5日から平成25年12月18日まで)における発行会社株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高の30%を下回った場合、又は当社普通株式の取引所における売買が、5取引営業日以上連続して停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、当該請求がなされた日の翌取引日(同日を含む)から起算して14取引日目に、払込価額と同額にて取得請求のあった本新株予約権を取得する。

(チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

15,000,000香港ドル(199,500,000円)

(注) 本新株予約権が全て行使された場合の見込額である。

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなる。

(3) 発行方法

割当予定先に対する第三者割当ての方法による。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：503,250,000円

(注) 本新株予約権証券の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計見込額を加算し、発行諸費用の概算額を控除した金額である。

用途：今回調達する資金は、運転資金として50～100百万円、リストラクチャリング費用（機能が重複しているオフィスの統廃合や賃貸面積の縮小、過剰な人員の削減、重要オフィス拠点の拡張等のための費用）として50～100百万円、新規事業開拓（発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A、企業提携等のための費用）として100～303百万円使用することを予定している。

なお、本新株予約権の権利行使による調達資金につきましては、新株予約権という性質上、原則として新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、現時点で金額及び時期を確定的に資金計画に織り込み支出予定を確定することは困難ではあるが、各事業の進捗状況などを勘案しながら、運転資金、リストラクチャリング費用、及び新規事業開拓を中心に調達資金を充当する予定である。

(7) 新規発行年月日

2013年12月20日（香港時間）

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 当該新株予約権証券を取得しようとする者

マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)

(10) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者と当社との間に出資関係、取引関係その他これに準ずる関係はない。

(11) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
上記(2)(ト)に記載したもの以外は該当なし。

(12) 第三者割当の場合の特記事項

(イ) 割当予定先の状況

1. 概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所在地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マックヤン (H.K. McCann) CEO G.C. ワード (G.C. Ward)		
(4) 事業内容	商業銀行		
(5) 資本金	793,646百万円 (平成25年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	1985年2月28日		
(7) 発行済株式数	普通株式 501,561,948株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	13,663人 (マッコーリーグループ) (平成25年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	個人及び法人		
(11) 主要取引銀行			
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はない。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はない。又、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はない。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はない。又、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はない。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当せず、また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しない。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
連結純資産	784,017百万円	804,074百万円	850,440百万円
連結総資産	12,082,361百万円	11,809,937百万円	13,366,966百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
連結営業利益	95,118百万円	76,583百万円	101,110百万円
連結当期純利益	71,705百万円	55,507百万円	66,227百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のオーストラリアドルのレート of 的仲値で換算し記載。

2. 割当予定先の選定理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は極めて困難との認識である。当社グループが置かれた状況を勘案すると、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してきた。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーより、2013年6月に紹介をうけ、当社は、割当予定先の豪州オフィスの担当者とのビデオ会議等を通じて説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等を理解してもらったうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなった。

資金調達に関しては、他社からの提案も検討したが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を選択した理由は、当社の実績に対する評価のみならず、マッコーリー・バンク・リミテッドから提示された条件(コミットメント付きであり当社の行使指示により機動的な資金調達を行うことも可能であること)を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社にも株主の皆様にとっても有利であると判断したことによるものである。

3. 割り当てようとする株式の数

当社が、割当先に割り当てる予定の本新株予約権は合計750,000個であり、その目的である当社普通株式の数は750,000株である。

4. 本新株予約権の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはない。本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要とされており、また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定である。

また、当社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(「制限超過行使」)を制限する。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、

割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意する。

5. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、最近3年間の経営成績および財政状態について2010年から2012年のANNUAL REPORT(貸借対照表の預金残高)を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断した。

6. 割当予定先の実態

割当予定先の株式を100%所有するマッコリーB.H. Pty Ltdの所有者であるマッコリーグループ・リミテッドは、マッコリーグループの持株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けている。又、マッコリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下においている。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けている。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコリー・バンク・リミテッドのアンニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断している。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

(ロ) 譲渡制限

本新株予約権の買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなる。

(ハ) 発行条件に関する事項

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を算定機関(株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー)に依頼した。当該評価においては、新株予約権の公正価値は、まず原資産となる発行会社株式の価格(株価)の確率過程を規定し、そこから想定される株価分布を元に新株予約権の権利行使により発生するペイオフ(金額と時期)の期待値を求めることで算出できるとしたうえで、新株予約権の公正価値算定には、発行会社及び割当先の行動を織り込む必要があるため、境界条件から解析的に解を求めることができないので、数値計算手法(モンテカルロ法)により解を導いたとしている。具体的には、発行要項並びに当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)等の市場データを踏まえたうえで、当社に付されたコール・オプション及び行使指図権等の発動方針、割当予定先の特約条項の発動方針及び割当予定先の株式保有方針等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、発行時の払込金額による株主資本の流入、新株予約権の権利行使に際して発行される新株による既存株式の希薄化、割当日は算定基準日よりも前であることに基づく適正利率による調整をそれぞれ考慮したうえで評価を実施した。

また、割当予定先は、当社の株式の流動性を考慮しながら、自らの判断により随時権利行使及び株式売却を行うものであるが、評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安にしている。行使して得た株式は、日々売却されていく前提で評価されており、当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みると、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断した。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もある。加えて、割当予定先には買取請求権が付されているが、割当予定先に当該権利行使の意図を確認したところ、当該権利は当社の信用事由に関する懸念が高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けており、それを前提に評価に織り込んでいる。また、評価書は、1回の行使上限額を5日間又は1か月間における一日平均売買高数の30%を基に約170万円と算出しており、一日当たり過去2年間の平均売買出来高が7,388株とされているため、約2,216株が行使請求の上限となるものと考えられる。かかる前提については、当社は専門家の判断内容として合理的なものと考えている。

また、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値684円に決定した。当初行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断した。なお、当初行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均655円に対する乖離率は4.4%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均531円に対する乖離率は28.8%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均510円に対する乖離率は34.1%となっている。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値684円とした理由は、乖離率にみられるとおりこれら過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことから、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱

いに関する指針」が原則とする直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものである。これにより算定した発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断した。

なお、払込金額の適法性については、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明している。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、又、修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満切り上げ)に修正されるので、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、当社が、割当予定先が本新株予約権の割当を受けるに先立って、デューデリジェンス、ストラクチャリング及び弁護士費用等について、400万円を上限として償還するものとされていること(なお、かかる額のうち200万円は契約締結時に、残りの200万円は本新株予約権の少なくとも10%が行使されることを条件として、契約締結の6ヶ月後に支払うものとされている。)を併せ考慮したとしても、かかるコスト負担は、割当予定先との交渉を経た上で決定された額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見が述べられた。

(二) 大規模な第三者割当に関する事項

本日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は1,515,305個(自己株式等はなし)で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は750,000個(発行予定株式数は750,000株)である。第三者割当により割り当てられる新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(750,000個)を、当社の総株主の議決権数(1,515,305個)から本報告書の提出日前6月以内に行われた新株予約権の第三者割当により割り当てられた新株予約権の目的たる株式に係る議決権の数(330,000個)を控除した数(1,185,305個)で除した数は0.63となることから大規模な第三者割当に当たる。

(ホ) 第三者割当後の大株主の状況

(2013年6月30日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
1	ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	76,311	5.04%
2	アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	75,100	4.96%
3	ピクテアンドシエ828060 (常任代理人:三井住友銀行)	東京都千代田区大手町1-2-3	68,074	4.49%
4	シービーエイチケー・ユアン タ アズ エムジーティ エイ チケー エルティーディー・ シーエル	東京都品川区東品川2-3-14 シティグループセンター14 階 シティバンク銀行	35,569	2.35%
5	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	35,000	2.31%
6	アオキ ヒサシ	愛知県名古屋	23,299	1.54%
7	チン エイメイ	千葉県松戸市	17,378	1.15%
8	イトウ モトユキ	奈良県奈良市	17,069	1.13%
9	パークレイズ キャピタル セ キュリティーズ リミテッド パークレイズ証券	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー31階	15,545	1.03%
10	タカハシ マサヒロ	京都府京都市	14,563	0.96%
	合計		377,908	24.94%

(注) 2013年6月30日付の当社の発行済株式総数は1,515,305.79株である。募集前の持株比率は2013年6月30日現在の株主名簿上の株式数による。本新株予約権の募集分については、制限超過行使の禁止により一度に行使できる数には限りがあり、また、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、本新株予約権の募集にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していないが、全部の本新株予約権を行使したと仮定した場合、割当予定先の持株比率は33.11%となる。

(ヘ) 大規模な第三者割当の必要性

第三者割当により割り当てられる新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(750,000個)を当社の総株主の議決権数(1,515,305個)で除した希薄化率は49.49%であり決して低いとはいえず、最近の出来高と比較しても発行数量が多いことも否めないものの、今回調達する資金は、運転資金、リストラクチャリング費用及び新規事業開拓(発展途上国等におけるモバイル通信その他のモバイル事業、ゲーム事業等の高い成長性が見込まれる新規事業の低コストの国・地域における立ち上げ、M&A、企業提携等のための費用)として、当社グループにおける事業の立て直しと拡大及び強化のために緊急に必要な状態である。

株価も低迷している当社の財務状態のもとで、業績の拡大と企業価値の向上の実現という目的を達成するためには、ある程度の希薄化も受忍せざるを得ず、長期的な株主価値を向上させるための施策として、発行数量は過大とまではいえませんが、また希薄化の規模は合理的であると判断した。

本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の200%以上と想定している。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した(発行時株価の200%以上)場合は、本コール・オプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定である。

当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、現実的な調達方法は第三者割当てに限られている。また、潜在的に、大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響が生じる可能性があるものの、喫緊の課題である資金繰りの改善と自己資本の充実をまず図る。本件第三者割当とその後の本新株予約権の行使により調達した資金を、長期的な成長のための投資及び今後の運転資金に充当とすることによって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えた。

また、新株予約権を利用することで、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが可能となり、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるメリットを有するものと考えている。また、当社は既存株

主に影響が生じることにより鑑みて株主総会の開催も検討致したが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び現状の当社資金需要の緊急性を考慮し独立第三者の意見を入手する方法を選択致した。

そこで、当社は既存株主に影響が生じることにより鑑みて、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として二重橋法律事務所に対して、本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼した。

当社は、二重橋法律事務所に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また二重橋法律事務所からの質問に対し詳細な回答を行った。そこで二重橋法律事務所からは2013年12月19日に当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出された。その中では、当社が3事業年度連続して純損失を計上するなど当社の資金繰りが悪化している中で、転資金の確保と、リストラクチャリング並びに新規事業の育成のための資金調達を行う合理的な必要性があること、当社の業績と信用状態を考慮すると銀行融資や公募による他の調達は困難であり本件割当は必要かつ合理的であると考えられる旨が記載されている。また、本件第三者割当により、一定程度の希薄化が生じるものの、当社の資金事情の改善及び成長のための投資による収益性の改善が可能となるものであり、二重橋法律事務所からの意見書では、本新株予約権の条件は、割当先との交渉によって定められたもので、評価機関の算定する価値評価を考慮したものであり、当社の指示により割当先に新株予約権の行使をさせることが可能となっていること、本株予約権の行使ができない期間を当社が指定することができること、制限超過行使はできないこととされていること等、当社や既存株主の利益を保護するための規定が入っていることも総合的に考慮すると、本件割当を選択することは相当であるといえる旨が記載されている。

(ト) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

(チ) その他参考になる事項

提出者の発行済株式総数(2013年11月末日現在)は1,515,305.79株である。

以 上